

2016 年度日本選挙学会国際共同研究奨励費要綱

(目的)

1. 日本選挙学会は、会員と外国の研究教育機関に所属する研究者の間の国際共同研究を促進するために、本学会に国際共同研究奨励費を設ける。

(対象)

2. 別途定める応募要領に基づき、応募した会員を国際共同研究奨励費の対象とする。

(選考委員会)

3. 国際共同研究奨励費の選考のため、選考委員会を組織する。選考委員会の構成及び任期は、2016 年度日本選挙学会海外学会報告奨励費要綱 3 の規定に準ずる。

(選考手続き)

4. 国際共同研究奨励費は以下の手続きによって選考する。

1) 選考委員会は、応募書類に基づき、奨励費の受領者を決定する。

2) 選考委員会は、定められた期日までに選考の経過及び結果を理事会に報告する。

(奨励費の使途)

5. 受領者は、別途定める取扱要領に基づき、奨励費の公正かつ効率的な使用に努めなければならない。

(報告書の提出)

6. 受領者は、受領決定から 2 年以内に報告書（支出報告を含む）および英語論文を国際化委員会に提出しなければならない。

(成果の公表)

7. 受領者は、原則として 2 年以内に国際共同研究の成果として英語論文を『選挙研究』に掲載するか、もしくは、日本選挙学会の研究会で報告しなければならない（報告論文は英語論文とする）。ただし、『選挙研究』への掲載可否は国際化委員会、ならびに編集委員会の判断に委ねる。日本選挙学会の研究会での報告可否は、国際化委員会、ならびに企画委員会の判断に委ねる。

7 の 2. 国際化委員会、ならびに編集委員会の判断で『選挙研究』への掲載が不可となった場合、および、国際化委員会、ならびに企画委員会の判断で日本選挙学会の研究会での報告が不可となった場合は、英語の概要を『選挙研究』に掲載しなければならない。

(奨励費の返還)

8. 日本選挙学会は、理事会が奨励費の決定内容またはこれに附した条件に反する行為があったと認めた場合、奨励費の返還を求めることができる。